

窓口業務のご案内

内 容	届出をするときに必要なもの
所有権移転	<p>土地全部事項証明書（原本）・印鑑証明書・実印・通帳</p> <p>※所有者が未成年の場合は、戸籍抄本・親権者の実印と 印鑑証明書</p> <p>※所有権移転については、毎年 3 月末日までに手続きをお願いいたします。</p>
振込み手続及び 口座変更手続き	<p>土地明細書・印鑑証明書・預金通帳・実印</p> <p>※口座変更については、6 月末日まで随時受付</p>
住 所 変 更	<p>住民票抄本</p> <p>（住居表示変更の場合は、市町村役場発行の証明書）</p> <p>※物件の住所変更登記をしないと正式な手続きにはなりません。</p>
土地明細書再発行	<p>1. 本人の場合</p> <p>身分証明書（運転免許証等）・印鑑</p> <p>2. 代理人の場合</p> <p>所有者の印鑑証明書・実印・代理人の印鑑</p>

【お願い】 土地明細書の再発行が増えてきております。個人情報保護法の関係で本人以外の方への再発行が難しくなってきております。税務申告に使用しますので、大切に保管してくださいませようお願い致します。